

様式第二十三号（第七十九条、第九十一条の六十八、第九十一条の百四十三関係）

（二）医療機器又は体外診断用医薬品の場合

動物用医療機器（体外診断用医薬品）製造販売業廃止（休止・再開）届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の16第1項の規定により動物用医療機器（体外診断用医薬品）製造販売業の廃止（休止・再開）を下記のとおり届け出ます。

記

- 1 事業を廃止（休止・再開）した主たる機能を有する事務所の名称及び所在地
- 2 事業の廃止、休止又は再開の区分、年月日及びその理由
- 3 参考事項

（日本工業規格A4）

備考

届出書は、正副2通を提出すること。